

昭和五十七年六月三日提出  
質問第一三三号

鈴木内閣の「公約」に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十七年六月三日

提出者 稲葉誠一

衆議院議長 福田 一 殿

鈴木内閣の「公約」に関する質問主意書

鈴木内閣の「公約」の定義等に関し、以下の質問に対する回答を求める。

一 「公約」の定義に対する明確化について

1 「公約」とは国会を通じて国民に言明あるいは文書で回答したものに限定されるか。

2 「公約」は必ずしも国会において言明等されたものには限定されないのか。

3 外国に対する言明、文書等においても、それはそのまま「公約」として存在すると思料してよいか。

二 右定義に従い、その順序において鈴木内閣の「公約」について限定的に説明されたい。

その際、一見紙上で「公約」と受取られているが、「公約」でないものもあれば、その理由を付して明らかにされたい。

限定的にと念を押ししているので、この点十分留意されたい。

三 鈴木内閣の「公約」は答弁時において、いかに履行されているか。また、未履行の部分があればそれはいつ頃までにいかなる方法、財源等のもとで履行され得ると考えられるのか。

国民の聞きたいところであるから明示されたい。

右質問する。